

(別表1)

事業継続力強化支援計画

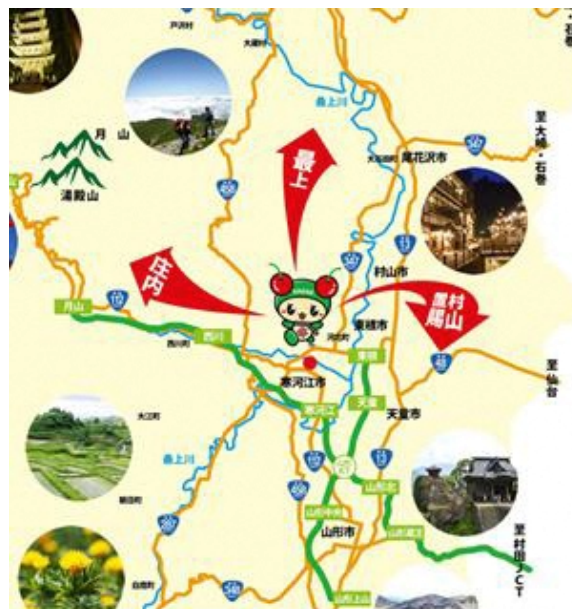
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

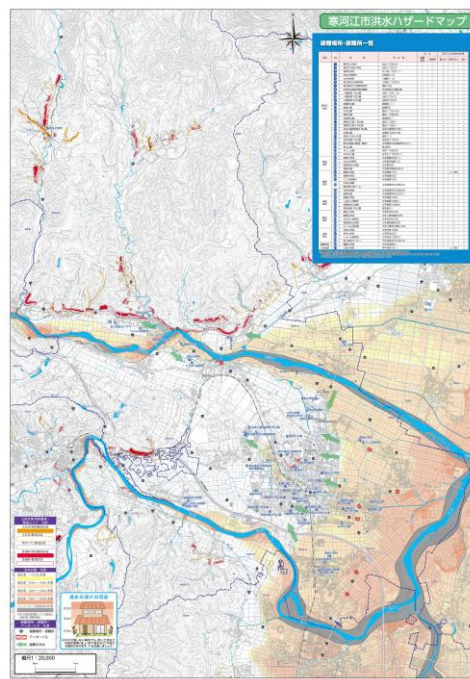
(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

当市は山形県のほぼ中央に位置し、西村山郡の東南端にあつて東部は河北町、天童市と接し南部は最上川を境にして中山町、西部は大江町、西川町、北部は最上郡大蔵村及び村山市に隣接している。東南より北西に長方形をなしており、総面積は139.03km²である。東北横断自動車道酒田線をはじめ、村山地域と庄内地域を結ぶ国道112号、村山地域と置賜地域を結ぶ国道287号、村山地域と最上地域を結ぶ国道458号を有し、また、近隣都市と連結する主要地方道が中心市街地から放射状に伸びるなど、道路交通の要衝であり交通便利性が高い。



当市域は、山形県の内陸地方と称され、県のほぼ中央に分布する村山盆地の西端に位置している。本市の中央を西から東に寒河江川が流れている。寒河江川を境に北部は葉山（標高1,461.7m）南麓の山地・丘陵、南部は稲沢山丘陵、寒河江段丘が形成されている。寒河江川の沿岸には大地・低地が形成され、最上川との合流部では扇状地が発達している。市の最南部の平塩丘陵と稲沢丘陵・寒河江段丘の間を最上川が蛇行しながら西から東に流れ、右岸側にも段丘を形成している。市の南東部で最上川は東南東から北北東に流れを変えて本楯低地・氾濫原を形成し、寒河江川と合流している。



山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し、裏日本気候域雪国気候区に分類されるが、このなかで本市は、内陸型気候にその特徴を示し、夏と冬、昼と夜の気温較差がかなり大きい。降水量は、年平均1,260.6mm（平成25年～平成29年）と比較的少なく、降雪量も村山盆地では少ない方であるが、降雪状況は山間地と平地で著しく異なる。風向きは、地形的な影響から、年間を通じて北西又は北東の風が多い。

2) 想定される地域の災害等リスク

【洪水：洪水ハザードマップ】

本市の洪水ハザードマップによると、河川氾濫の危険性が認められるのは、最上川沿岸・寒河江川沿岸、寒河江・寒河江南部・西根地区の後背湿地・低地・扇状地、醍醐・三泉地区の低地・扇状地、柴橋地区の最上川左岸、熊野川・実沢川・田沢川の谷底低地である。最上川沿岸・寒河江川沿岸の堤外地・河川敷は、最も危険度が高く、そのほとんどは樹園地・畑地・河畔林に利用されており、人家は分布していないが、河川敷に多目的広場が整備されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

斜面崩壊の危険性が高いのは山地、丘陵地縁辺部のがけ、段丘がけ等の斜面である。白岩地区では、上野・榊・中町・新町・陣が峰・楯地内の丘陵地縁辺部のがけ、段丘がけ等、一般国道458号（一般国道112号と幸生の区間）、醍醐地区では、慈恩寺地内の段丘がけ・丘陵地縁辺斜面、田代地内の段丘がけに危険度の高い斜面が見られる。

高松地区では、谷沢・清助新田地内の寒河江川河岸のがけ部の危険性が高く、集落は河岸沿いに分布しているので配慮が必要である。柴橋地区は、下中郷地内の段丘がけ、上中郷地内の最上川河岸のがけの危険度が高い。

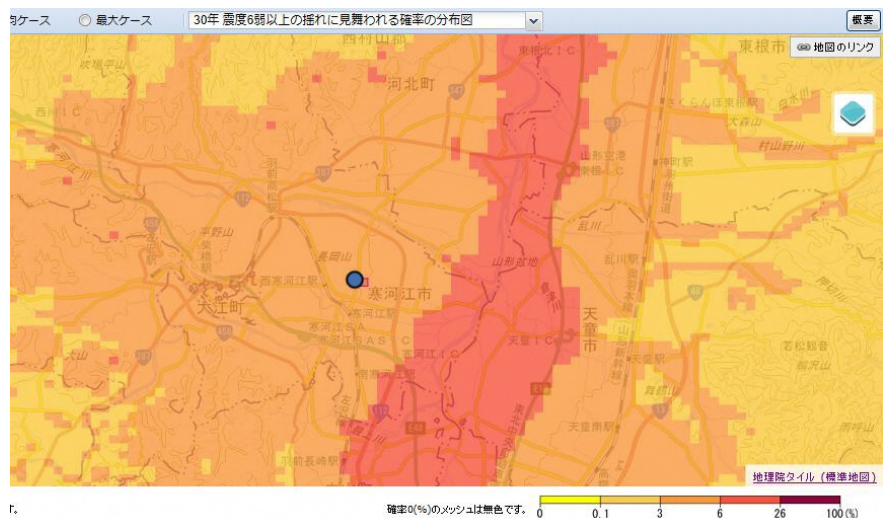
地すべりの危険性が高いのは白岩・醍醐地区の山地・丘陵地や柴橋・高松地区の丘陵地である。また、白岩・醍醐地区の山地・丘陵地や柴橋・高松地区の丘陵地で土石流の危険性が認められる。

【地震：J-SHIS】


最上川氾濫原、本楯低地、寒河江川扇状地末端では沖積層が厚いため、地震動の危険が高い。寒河江・寒河江南部・西根・三泉地区が該当し、寒河江市街の中心部を境にして東側の区域で地震動危険度が高い。また、最上川氾濫原の後背湿地（主に水田）、最上川・寒河江川沿いの旧河道・堤外地、低地上の盛土で液状化の危険度が高い。

近年は、特に、県内4つの断層帯を震源域とする内陸型地震等の危険性が指摘され、これらに関する被害想定が公表されている。本市については、県の調査により被害想定がなされ、「山形盆地断層帯被害調査」（平成14年）などにより、甚大な被害予測が報告されている。


地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%～26%の確率で発生すると推定されている。




1. 寒河江地区

		<p>地区の概況</p> <p>寒河江地区は、行政、商業、教育、文化等本市の中心的都市機能が集積した市街地が形成されている。また、長岡山の段丘には、スポーツ施設等が整備されている。</p> <p>この地区は寒河江段丘（開析扇状地・段丘）、本橋低地（一般低地）からなっている。寒河江中心市街地の大部分は開析扇状地（中位）に分布し、市街地東部は一般低地に分布している。</p>
災害危険度	水害危険度	中心市街地を西から東に横断して流れる沼川沿いは浸水被害の危険度（B・Cランク）が高い。区画整理が進められているJR左沢線西側の微低地（開析扇状地の旧河道）と地区東部の低地では、浸水被害（Dランク）に対する配慮が必要である。
	土砂災害危険度	斜面崩壊の危険性のある段丘崖（B・Cランク）には、人家が崖に接して急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所もあるので注意を要する。土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は認められない。
	地震災害危険度	地震動による危険性は、寒河江市街地の中心からほぼ東半分で危険度（Aランク）が高い。寒河江市外の中心を通り南北に細長い帯状の区域とそこから西の沼川沿い・開析扇状地（低地）でも危険度（Bランク）が高い。その他の開析扇状地（中位・高位）（Cランク）でも配慮を必要とする。


2. 寒河江南部地区

		<p>地区の概況</p> <p>寒河江南部地区は、寒河江市の最南部に位置し、JR南寒河江駅を中心とした市街地が形成されている。また、山形自動車道寒河江インターチェンジが立地し、国道112号と結んで流通の拠点となる可能性を秘めている。</p> <p>この地区は、大部分本橋低地・最上川氾濫原からなり、西・南・東端部を最上川が流れている。北西部には、わずかに段丘が分布している。</p>
災害危険度	水害危険度	樹園地や畑地に利用されている提外地の氾濫危険度（Aランク）が高い。微低地（旧河道等）の危険度（Bランク）も高い。市街地の大部分は自然堤防に分布し、危険度はC・Dランクである。
	土砂災害危険度	北西部の段丘の縁辺の崖に斜面崩壊の危険性（A・Cランク）がある。土石流・地すべりについては、土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は存在しないので、土砂災害の危険性は少ない。
	地震災害危険度	この地区の大部分で地震動による危険度（Aランク）が高い。北西部の段丘に近い低地の危険度はB・Cランクである。液状化の危険性は、後背湿地や旧河道で危険度（Aランク）が高い。自然堤防に分布する市街地・集落にも危険性（Cランク）がある。

3. 西根地区

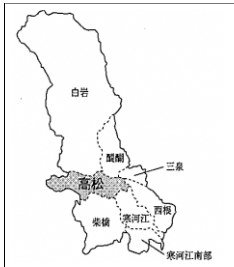
		<p>地区の概況</p> <p>西根地区は、寒河江地区の北側に続く寒河江川右岸扇状地の樹園地・水田地帯である。寒河江川上流にはチェリーランド（さくらんぼをモチーフとしたテーマパーク）、文化センター、市民体育館、官公庁等の施設がある。</p> <p>上流側は、開析扇状地（中位）となっており、その下流は扇状地、それに続く低地・最上川氾濫原となっている。</p>
災害危険度	水害危険度	寒河江川・最上川の提外地・河川敷で危険度（Aランク）が高く、寒河江川の河川敷には多目的広場がある。扇状地下流部の寒河江川・最上川沿いで危険度はBランクとなる。さらに内陸部の扇状地・一般低地になると危険度ランクは下がる。
	土砂災害危険度	斜面崩壊の危険性のある急斜面、土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は認められないので、土砂災害の危険性は少ない。
	地震災害危険度	この地区の地震動被害の危険度は高く、ほとんど全域がAランクで北西部上流側の一部がBランクである。

4. 柴橋地区

		<p>地区の概況</p> <p>柴橋地区は、本市の南部に位置し、水田・樹園地を基幹とした農業地帯であるが、北部には、寒河江中央工業団体が立地しており、工業の中心的な役割も果たしている。</p> <p>この地区の中央を西から東に最上川が流れ、沿岸は低地・開析扇状地（低位・中位）となっており、北縁は稲沢山丘陵、南部は平塩丘陵となっている。</p>
災害危険度	水害危険度	最上川沿いの低地で水害危険性（A～Cランク）があり、高瀬大橋付近が最も危険度（Aランク）が高い。最上川左岸に広がる水田地帯の微低地（開析扇状地・低地の旧河道）や中郷・平塩地内の微低地（開析扇状地・小規模扇状地の浅い谷）でも、浸水に対する配慮が必要である（Dランク）。
	土砂災害危険度	人家等に崩壊の危険を及ぼす斜面は、丘陵地周辺、段丘崖、河岸の崖がある。下中郷地内の段丘崖、上中郷地内の最上川河岸の崖の危険度（Aランク）は高い。平塩地内の丘陵地縁辺の斜面はB・Cランクの危険度である。木の沢地内のJR左沢線に面する丘陵地縁辺斜面（Cランク）にも配慮を必要とする。
	地震災害危険度	土石流については、平塩地内でAランク、Cランク、中里地内にCランクの危険性が認められる。

※寒河江市地域防災計画より

5. 高松地区



地区の概況

高松地区は、寒河江川右岸に位置し、国道112号、287号沿いの平坦地の水田・集落と樹園地のある南部丘陵地よりなっている。また、南部には、寒河江中央工業団地が立地しており、工業の中心的な役割も果たしている。

平坦地は、開析扇状地（低位、中位、高位）・小規模扇状地等からなり、丘陵地帯では、中位段丘が東西に連ねて分布している。

災害危険 度	水害危険度	寒河江川沿いの低地・開析扇状地（低位）において、洪水氾濫に対する配慮が必要である（A～Dランク）。Aランクの危険度を示すのは、全て河畔林（河原）となっており、臥竜橋付近の人家に対してB～Dランクの危険性が認められる。
	土砂災害危険度	谷沢・清助新田地内の寒河江川河岸の崖部の崩壊危険度（Aランク）が高い。丘陵地では、人家に直接危険を及ぼす斜面はほとんど認められない。土石流については、清助新田と下新田の間にBランクの溪流が認められる。その他にも、丘陵地の北斜面に保全対象（人家や避難路）はないが、土砂流出の可能性のある溪流（溪流出口が沖積堆となっている）が分布している。豪雨時には、溪流出口付近の水田に近寄らないようにすることが肝心である。地すべりについては、人家等へ影響を及ぼす危険性は認められない。
	地震災害危険度	地震動被害について、寒河江川沿いの低地（樹園地・河畔林）でBランクの危険度であるが、集落や水田のある開析扇状地（低位、中位、高位）・小規模扇状地等では、Cランクの危険度である。液状化被害については、寒河江川沿いの低地（樹園地・河畔林）でA・Bランクの危険度であるが、集落や水田のある開析扇状地（低位、中位）・小規模扇状地等では、Cランクの危険度である。

6. 白岩地区



地区の概況

白岩地区は、市の北部に位置し、大部分を山地・丘陵が占めている。山地内には、寒河江川支川熊野川、実沢川が流れており、寒河江川と合流する寒河江川左岸の低地は、水田地帯となっている。昭和48年8月の豪雨では、山地・丘陵地にかけ崩れが多発し、土砂災害による被害が大きかった。

災害危険 度	水害危険度	寒河江川沿いの低地・開析扇状地（低位）において、洪水氾濫（A～Dランク）に対する配慮が必要であり、Aランクを示す区域は、水田・河畔林となっている。実沢川と寒河江川の合流部（新町地内）はBランクの危険度である。熊野川・実沢川沿いの低地（大部分が水田）も浸水被害に対する配慮（Dランク）が必要である。
	土砂災害危険度	上野・琴・中町・新町・陣が峰・楯地内の丘陵地縁部の崖、段丘崖等に斜面崩壊危険度の高い（Aランク）斜面が認められる。国道458号（国道112号と幸生の区間）にも危険度の高い（Aランク）斜面が見られる。土石流について熊野川沿いは、危険度の高い（A・Bランク）溪流が多く、国道458号や幸生・柳沢集落に危険性がある。実沢川沿いは、留場地内に危険度の高い（A・Bランク）溪流が見られる。寒河江川沿いは、上野集落や国道112号に危険性がある。地すべり危険地は、多数認められるが、大部分がB・Cランクであり、A・Dランクはわずかである。大滑山の東方及び南方にA・Bランクの地すべり危険性が認められるが、保全対象となる人家や避難路は存在しない。畑・田代・幸生地内の人家や避難路に危険を及ぼす地すべり危険度はB・Cランクである。上野地内では、Cランクの危険性が認められる。
	地震災害危険度	地震動被害について、寒河江川沿いの低地において、Bランクの危険度であるが、水田・河畔林となっており、人家は分布していない。大部分の集落が分布している寒河江川沿いの開析扇状地（低位）や熊野川・実沢川沿いの低地・低位段丘（Cランク）にも配慮が必要である。液状化については、寒河江川沿いの低地において、Bランクの危険度であるが、人家は分布していない。集落が分布している寒河江川沿いの開析扇状地（低位）や熊野川・実沢川沿いの低地（大部分が水田）（Cランク）にも配慮が必要である。

7. 醍醐地区

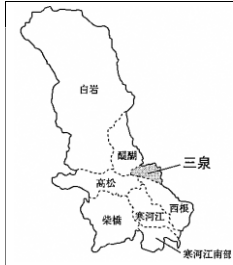


地区の概況

醍醐地区は、寒河江川左岸に位置し、国道287号沿いの水田が広がる低地（寒河江川扇状地の扇頂部）と樹園地が営まれている丘陵地からなっている。また、地区内には、本市の代表的な観光資源であり、東北を代表する名刹である慈恩寺がある。

災害危険 度	水害危険度	寒河江川の堤外地で危険度が高い（Aランク）が、河原となっている。扇状地の微低地（旧河道）や田沢川と寒河江川の合流付近では、Bランクの危険度となり、数件の人家が分布している。その他の低地（扇状地・田沢川の谷底低地）も、浸水被害（C・Dランク）の配慮が必要である。
	土砂災害危険度	慈恩寺地内の段丘崖・丘陵地縁辺斜面に斜面崩壊危険度の高い（Aランク）斜面が認められる。土石流について箕輪地内に危険性の高い（Aランク）溪流が認められる。地すべりについては、人家に危険を及ぼす地すべり危険地（Cランク）が認められる。危険度ランクが低く、比較的にすべりにくいと思われるが、斜面下部を掘削すると土砂移動を促す可能性があるため注意を必要とする。
	地震災害危険度	地震動被害について、寒河江川下流部の低地でBランクの危険度が認められる。寒河江川上流部や田沢川の低地部では危険度Cランクの危険性となる。液状化については、寒河江川の堤外地で危険度が高い（Aランク）が、河川敷・河原となっている。扇状地の微低地（旧河道）では、Bランクの危険度となり、数件の人家が分布している。その他の低地（扇状地・田沢川の谷底低地）は、Cランクとなっている。

8. 三泉地区



地区の概況

三泉地区は、寒河江川左岸の扇状地に位置し、水田地帯の中を数箇所の集落が分布している。

災害危険 度	水害危険度	寒河江川の堤外地で危険度が高い（Aランク）が、河川敷となっている。水田地帯の水害危険性は、大部分はCランクの危険度であるが、寒河江川河岸の一部に浸水被害履歴があり、道生付近はBランクとなっている。集落が分布している自然堤防にも浸水被害（Dランク）に対する配慮が必要である。
	土砂災害危険度	斜面崩壊の危険性のある急斜面、土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は認められないので、土砂災害の危険性は少ない。
	地震災害危険度	地震動について、地区東部の扇状地下流部で危険度（Aランク）が高い。西部でも危険度はBランクである。液状化被害については、地区東端部の扇状地面と盛土で危険性（Bランク）があり、ほとんどが水田である。その他の中・西部では、Cランクである。

※寒河江市地域防災計画より

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス)

■商工業者数 1,725人

■小規模事業者数 1,322人

業種	商工業者数	小規模事業者数	構成比割合	備考(立地状況等)
農林漁業	12	10	0.8%	市内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	0.1%	白岩地区、西根地区に多い
建設業	230	210	15.9%	市内に広く分散している
製造業	227	168	12.7%	寒河江地区に多い(寒河江中央工業団地に集中)
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	0.1%	寒河江地区に多い
情報通信業	6	5	0.4%	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	34	19	1.4%	市内に広く分散している
卸売業、小売業	454	301	22.8%	寒河江地区に多い
金融業、保険業	28	22	1.6%	寒河江地区に多い
不動産業、物品賃借業	62	56	4.2%	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	55	41	3.1%	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	240	176	13.3%	寒河江地区に多い
生活関連サービス業、娯楽業	242	219	16.6%	市内に広く分散している
教育、学習支援業	31	24	1.8%	寒河江地区に多い
医療、福祉	27	25	1.9%	寒河江地区に多い
複合サービス業	9	7	0.5%	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	64	37	2.8%	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①地域防災計画の策定

寒河江市地域防災計画は、昭和36年に策定され、市、関係機関、住民等がその機能を発揮し、相互に有機的な関連を実施することにより、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。自助・共助・公助の連携を図り、地域防災力の向上を目指すとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えている。

一方、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画として、現在、「寒河江市国土強靱化地域計画（仮）」を策定中である。これは、災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取り組むべき施策を進めるために策定している。

「地域防災計画」では災害ごとの実施すべき事項を定めているが、「国土強靱化地域計画」はリスクごとの対応をまとめるものではなく、どんな災害が発生しようとも、強靱な行政機能や地域社会を「事前」に作り上げ、かつ、平時から持続的に展開していこうとする指針である。

当市では、地域防災計画の策定以外にも、以下のような取組を行い、地域防災力の向上を図っている。

【寒河江市のこれまでの取組】

- ①防災訓練の実施
- ②防災備品の備蓄
- ③寒河江市防災マップ・洪水ハザードマップの作成
- ④災害時避難所運営マニュアルの作成
- ⑤自主防災組織活動マニュアルの作成
- ⑥防災行政無線の設置
- ⑦ツイッターや、市公式アプリ「寒河江ぽけっとナビ」を利用した災害情報や防災情報等の発信
- ⑧民間事業者や自治体との災害時相互応援協定の締結
- ⑨寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成28年2月に「寒河江市インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。今回の新型コロナウイルス感染症については、この計画に沿った対策を実施している。また、終息後には、最新の知見を取り入れ見直しを行うなど、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済への影響が最小限になるよう適宜見直し、変更を行う。

2) 当会の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「BCPの専門家派遣（ミラサポ無料派遣）」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布・周知を行ったのをはじめ、当会ホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

また、当会事務所内に、ポスターサイズに大きく印刷した「寒河江市ハザードマップ」を掲示し、来会事業者等に広く啓発を行っている。

- ②事業者BCP策定セミナーの開催

過去には小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施した実績があるが、ここ5年間は主催したセミナーがなく、関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、山形県商工会連合会、山形県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

④防災備蓄品

飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、反射式ストーブ、ごさ、石油、コンロ、工具類、タオル、ライター、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

⑤寒河江市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

1) 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、製造業者、建設業者、運輸業者、フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどであり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

2) 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

3) 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

4) 応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、連携・協力体制が具体化されていない。

5) 新型感染症対策の行動計画の周知が不十分である

「寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画」のなかには、地域や職場における予防対策や協力要請等について記載されているが、十分に認知している事業者は少ない。行動計画を適切に実施することが、予防は勿論、新型感染症等が発生した場合の拡大防止に繋がると考える。地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

寒河江市地域防災計画並びに現在策定中である寒河江市国土強靱化地域計画（仮）に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の、いち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害や感染症が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2) 職員の策定支援スキルの向上

災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、山形県商工会連合会等が主催する職員向け研修会を活用して職員の支援スキルを向上させるとともに、支援マニュアルを策定する。

3) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

4) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

支援事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ハザードマップを用いた災害リスクの周知	回	1	1	1	1	1
リスクチェックシートによる共済・保険の加入、確認等	件	20	20	20	20	20
会報・ホームページ等による各種支援制度の情報発信	回	1	1	1	1	1
事業継続力普及啓発セミナーの実施	回	1	1	1	1	1
事業者BCP計画フォローアップの実施	回	40	40	40	40	40
行政との連絡ルートの確認、訓練	回	1	1	1	1	1

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画（仮）、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかかつ混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

当市のハザードマップを事務所内に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問時し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

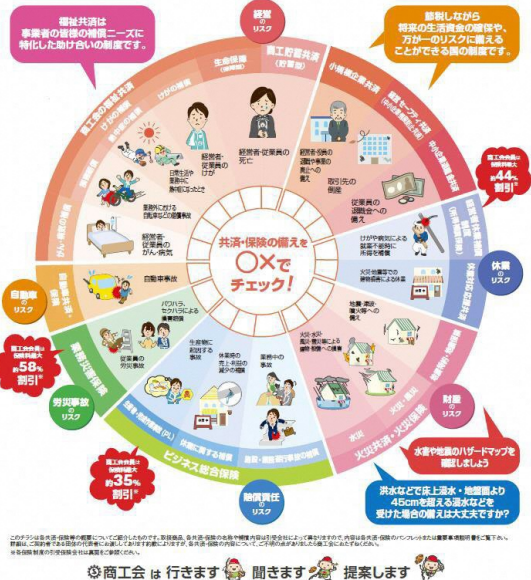
事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主、従業員の休業所得補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収不能等に対する補償 ○事業主、家族、従業員の病気(ガン)やケガ等への補償 ○廃業・退職業の生活資金積立、従業員の退職金積立制度
賠償責任のリスク	○製造責任者(PL)、情報漏洩等に関する賠償補
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

あなたの会社のリスク管理は大丈夫ですか？

定期的な共済・保険の確認はとても大切です。
下の表で現在の備えをチェックしてみましょう。



事業環境の変化により、必要なリスクへの備えも変化します。必要な補償に入っていますか？重複している補償はありませんか？

リスク	制度	特徴
経営者・労働者	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
労働者	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
休業	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
賠償責任	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。
	労災・労災補償	突然の「労災」「病気」「怪我」発生時、労災認定を受けると労災給付が支給されます。労災認定後は労災給付が支給されます。労災認定を受けると労災給付が支給されます。

お問い合わせ先

商工会

事業継続力強化支援事業

④事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援や、セミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

⑤感染症対策支援

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に「災害等発生時における職員の対応方針」を作成し、今後毎年見直しを行う。また、新たに「寒河江市商工会事業継続計画」を令和3年度中に作成する予定である。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また（仮称）寒河江市事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会は、寒河江市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助を第一として、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、なかでも、本計画の中で当市と当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

【連携して実施する応急対策（非常時優先業務）】

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当市と当会の一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市と当会それぞれの「災害等発生時における職員の対応方針」に従い安否確認を行う。安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大

まかな被害状況、(3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目安時間】

団体名	安否確認の対象と目標時間	
寒河江市商工推進課	職員	発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
寒河江市商工会	職員	発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認
	三役	3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認
	役員	1日以内に携帯電話にて確認
	会員	2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認 ※「商工会災害システム」を活用しながら随時被害状況をデータベース化する。

【商工会災害システムの入力状況】

項目	内容	
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称	
地域名	被害を受けた企業・事業所の地域	
人的被害状況	経営者	軽傷、重傷、行方不明、死亡
	家族	軽傷、重傷、行方不明、死亡
	従業員	軽傷、重傷、行方不明、死亡
物的被害状況	店舗工場	全壊、半壊、一部破損、床上浸水等
	社長自宅	全壊、半壊、一部破損、床上浸水等
	商品	被害あり、被害なし
	機械設備	被害あり、被害なし
	器具備品	被害あり、被害なし
	車両	被害あり、被害なし
被害額（円）		
写真	被害を受けた状況	
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等	

※システム入力については、あらかじめ担当者を指定しているが、出勤不能状況を鑑み入力手順及びパスワード等は全職員で共有する。

③安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、当市当会で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県へ報告は、当市から当会分も含めて行う。

【安否確認結果の連絡窓口】

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
寒河江市商工推進課	課長	課長補佐	山形県中小企業振興課
寒河江市商工会	事務局長	総務課長	寒河江市商工推進課

④職員の参集（出勤）範囲

災害等における本市、当会の参集（出勤）範囲は、以下のとおりとする。

災害等のランク	災害等の内容	参集（出勤）者
A	<事務局機能が不能になると想定される>	【寒河江市商工推進課】 課長他全職員 【寒河江市商工会】 事務局長、総務課長（状況に応じて他の職員の参集の命令を下す）
	1. 震度6弱以上の地震が発生、または発生する恐れがあるとき 2. 大規模火災が発生したとき 3. 台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがあるとき 4. 大雨による災害が発生、または発生する恐れがあるとき 5. その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがあるとき 6. インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがある（非常事態宣言が発令された）とき	
B	<事務局機能の大幅低下が想定される>	【寒河江市商工推進課】 課長、課長補佐、係長 【寒河江市商工会】 事務局長、総務課長（状況に応じて他の職員の参集の命令を下す）
	1. 震度5弱の地震が発生したとき 2. 洪水・噴火・火災が発生、または発生する恐れがあるとき 3. その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがあるとき 4. 気象庁から各種警報が発令された時 5. 県内他地域において、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがあるとき	
C	<事務局機能の軽微な低下が想定される>	【寒河江市商工推進課】 課長、課長補佐 【寒河江市商工会】 事務局長（状況に応じて他の職員の参集の命令を下す）
	1. 震度4の地震が発生したとき 2. 地震に伴う被害等が発生する恐れがあるとき 3. 気象庁から注意報が発令されたとき 4. 商工会の近隣において停電、火災が発生したとき 5. 県外において、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがあるとき	

⑤感染症に係る対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、寒河江市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、本市（商工推進課長）と当会（事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。但し、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。

【被害規模の目安と応急対応の内容】

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の 10 %程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1 %程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①応急相談 窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	1. 目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等共有間隔】

期間	情報共有の間隔
発災～1週間以内	1日に3回（9時、12時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（11時、16時）共有する
1ヶ月以内	1日に1回（16時）共有する
1ヶ月超	新たに被害情報を把握した際に共有する

【感染症に係る対策】

当市で取りまとめた「寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

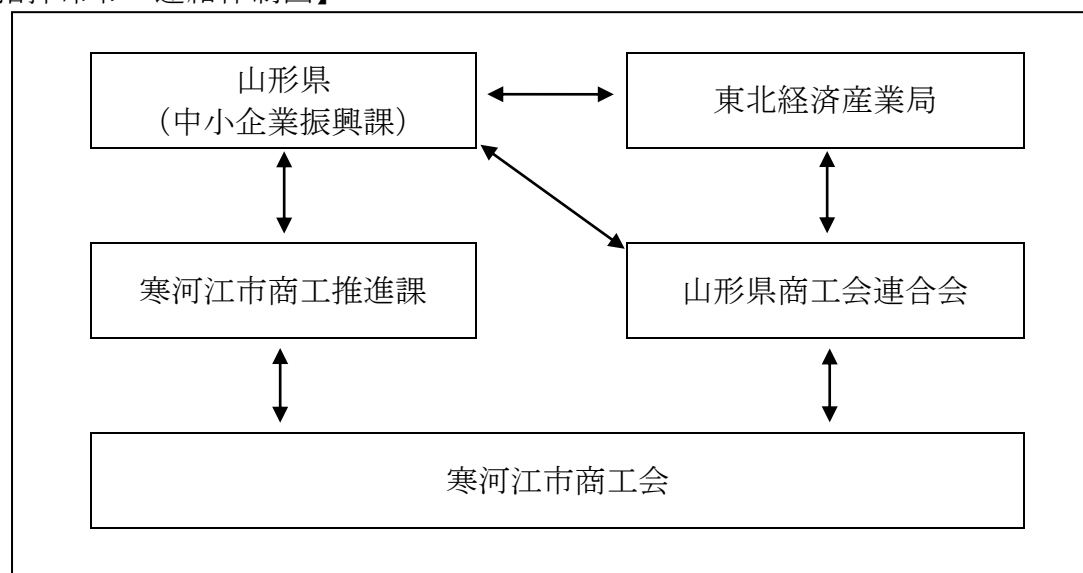
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築するとともに、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 2) 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当市が共有した情報を、山形県の指定する方法にて当会又は当市より山形県へ報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山形県の指定する方法にて当会又は当市より山形県へ報告する。

①指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。

【指揮命令・連絡体制図】



②二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、寒河江市事業継続力強化支援協議会が寒河江市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し当会に指示等を行う。

③被害の確認方法

被害の確認方法については、商工会災害システムを活用し被害状況を確認しながら、別途共通の集計・報告シートを定め、当市と当会の情報共有を迅速かつ的確に行うものとする。

④被害額の算定の対象

寒河江市防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、寒河江市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

⑤被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

【算定すべき被害額と算定基準（直接被害）】

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	寒河江市災害対策本部報告の該当
非住宅の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの		○
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める	○
	構築物 車両・運搬具 工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める	○

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

⑥山形県等への報告方法

当市、当会で共有した情報については、山形県の指定する方法により当市から山形県へ報告するものとする。また、当会 は山形県商工会連合会へ報告するものとする（感染症に係る情報についても同様）。

＜4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

1) 特別相談窓口の開設

当会は、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。また、国や山形県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地域内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地域内小規模事業者に対する復興支援＞

1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

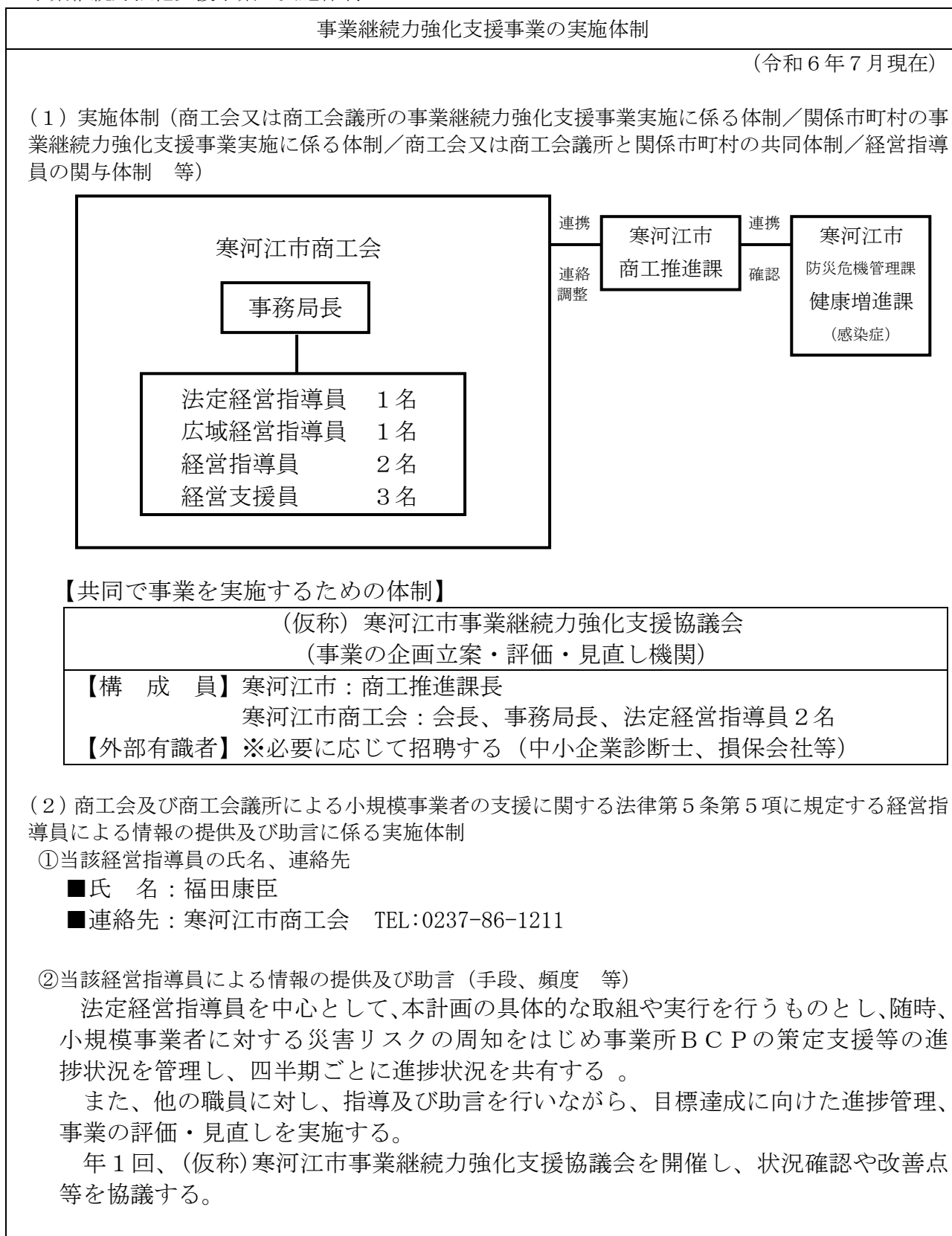
2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

寒河江市商工会

〒991-8555

山形県寒河江市中央1-8-38

TEL:0237-86-1211 FAX:0237-86-7526

E-mail:sagae@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

寒河江市商工推進課

〒991-8601

山形県寒河江市中央1-9-45

TEL:0237-86-2111 FAX:0237-86-7220

E-mail:scis@city.sagae.yamagata.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
1. B C P 策定支援研修開催費	150	150	150	150	150
2. B C P 策定セミナー開催費	400	400	400	400	400
3. 個社支援・専門家派遣費	700	700	700	700	700
4. パンフ・チラシ制作製費	150	150	150	150	150
5. 協議会運営費	80	80	80	80	80
6. 防災・感染症対策費	520	520	520	520	520

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、事業受託費、受益者負担金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③